

第五回國會 文部委員會會議錄 第十三号

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午後二時四十九分開議

出席委員

- 委員長 原 彪君
- 委員 伊藤 輝二君 理事佐藤 重雄君
- 理事 松本 光衛君 理事水谷 昇君
- 理事 松本 七郎君 理事稻葉 修君
- 理事 小野 武雄君 理事長野 長儀君
- 理事 澤香 忠雄君 理事右エ門君
- 理事 甲木 保君 理事 千賀 康治君
- 理事 高木 章君 理事 田中 啓一君
- 理事 庄司 一郎君 理事 若林 義孝君
- 理事 愛田 新吉君 理事 森戸 辰男君
- 理事 小林 運美君 理事 渡部 龍通君
- 理事 船田 亨二君

出席國務大臣

- 文部大臣 高橋莊太郎君
- 出閣政府委員
- 文部事務次官 柏原 隆則君
- 文部事務官 日高第四郎君
- (学校教育局長)
- 文部事務官 稻田 清助君
- (教科書局長)
- 文部事務官 稻田 清助君
- (調査局長)
- 文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

- 文部 次官 伊藤日出登君
- 文部 門 員 武藤 智雄君
- 文部 門 員 藤田重左衛門君

五月七日

委員中山マサ君新任につき、その補欠として庄司一郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日

国立学校設置法案(内閣提出第一三〇号)

第一類第八号

文部委員会會議

第十三号

昭和二十四年五月七日

同月三十日

社会教育法案(内閣提出第一五八号)

(予)

同月二十七日

習字教育振興に関する請願(高木百之助君紹介)(第五三八号)

新制中学校建設費助成に関する請願(守島伍郎君紹介)(第五三九号)

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(橋本登三郎君外二名紹介)(第五八八号)

同月二十八日

新制中学校建設費助成に関する請願(澤利三朗君外五名紹介)(第六四一号)

同(橋本登三郎君外二名紹介)(第六四二号)

中継寺の学生団体見学禁止解除の請願(淺利三朗君外五名紹介)(第六六〇号)

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(松永伸吾君紹介)(第六七〇四号)

同月三十日

新制中学校建設費助成に関する請願(木村公平君外二名紹介)(第七三二五号)

同(岡田春次君紹介)(第七五九号)

同(今野武雄君外二名紹介)(第七六〇号)

高橋村の神木無断引揚児童教育施設敷地補助の請願(庄司一郎君紹介)(第七六一号)

宮城縣立農学校を農林高等学校に昇格の請願(庄司一郎君外二名紹介)(第七六二号)

五月四日

新制高等学校卒業程度の検定制定に関する請願(三浦實之助君外一名紹介)(第八〇〇号)

新制中学校建設費助成に関する請願(新澤とし子君外二名紹介)(第八〇九号)

観光関係出版物用紙割当の請願(岡田五郎君紹介)(第八一六号)

新制中学校建設費助成に関する請願(河口陽一君紹介)(第八二四号)

同(中島守利君紹介)(第八二五号)

國宝保存法改正に関する請願(岡谷光衛君紹介)(第八四一号)

新制中学校建設費助成に関する請願(渡部龍通君外二名紹介)(第八四九号)

同(木村孝君紹介)(第九〇五号)

教育予算削減並びに学校宿附反対の請願(神山茂夫君紹介)(第九〇六号)

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第九〇七号)

國宝の保存に関する請願(前田正男君紹介)(第九〇八号)

習字教育振興に関する請願(福井勇君紹介)(第九〇九号)

同(前田正男君紹介)(第九一〇号)

新制中学校建設費助成に関する請願(外一件高倉定助君紹介)(第九一一号)

新制中学校建設費助成に関する請願(岡田昌子君紹介)(第九二二号)

同(大石武一君外一名紹介)(第九六三三号)

同(前田正男君紹介)(第九六四号)

同(足尾龍君紹介)(第九六五号)

福岡縣の國宝及び重要美術品保存に関する請願(岡田昌子君紹介)(第九六六号)

同月六日

名古屋市中愛知学芸大学本部建設の請願(辻寛二君外三名紹介)(第一〇〇二号)

六・三制完全実施のため全額國庫負担並びに教育予算増額の請願(水谷昇君紹介)(第一〇三三三号)

朝鮮人学校教育費國庫負担の請願(春日正一君外二名紹介)(第一〇三五五号)

大学法案反対に関する請願(春日正一君外一名紹介)(第一〇三六六号)

大学法案反対並びに大学予算確保に関する請願(渡部龍通君外二名紹介)(第一〇三七七号)

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(青家喜六君紹介)(第一〇七〇号)

新制中学校建設費助成に関する請願(佐々木三三君紹介)(第一〇八九号)

カレンジャーを出版部類に編入の請願(角田幸吉君外一名紹介)(第一一一七号)

六・三制完全実施のため予算確保に関する請願(神山茂太郎君紹介)(第一一二四号)

朝鮮人教育問題等に関する請願(今野武雄君外一名紹介)(第一二三六号)

宮城学芸大学設立の請願(庄司一郎君紹介)(第一二三七七号)

大学設置法案に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一二三八号)

著作權法の一部改正に関する請願(淺香忠雄君紹介)(第一二四三三三三)

文部省における教育関係法案の審議公開に関する請願(渡部龍通君外一名紹介)(第一二六六号)

教育関係法案に関する公聴会開催の請願(今野武雄君外一名紹介)(第一二六七号)

国立学校授業料振替の請願(渡部龍通君外一名紹介)(第一二七〇号)

国立学校の困難学生に対し授業料減免制確立の請願(今野武雄君外一名紹介)(第一二七二二号)

私立学校経営費國庫補助及び貸付金復活の請願(渡部龍通君外一名紹介)(第一二七二二二号)

舞鶴座在館に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二八〇号)

名古屋工業大学の名称に関する請願(辻寛二君紹介)(第一二八二二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出第一二九号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

国立学校設置法案(内閣提出第一三〇号)

○原委員 これより會議を開きます。

議事に入る前に一言御了解を得ておきたいことがございます。過日の常任委員會議におきまして、従来の付託議案の修正あるいは議員発議の議案にいたしましては、議員諸君が關係方面

と直接折衝されるのが慣例でございますが、委員提出法律案あるいは議案の修正の場合には、直接その筋と折衝されることなく、一應外部課及び法制局を必ず通じて、その筋と折衝されるようにというところでございます。その点特に御了承願いたいと存じます。ちよつと追記をとめて。

〔追記中止〕

○重要委員 それでは追記を始めてください。

これから日付に入ります。日程第一、文部省著作教科書の出版権等に関する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を求めます。

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案
文部省著作教科書の出版権等に関する法律

第一條 文部省が著作の名義を有する教科書（以下単に「教科書」という。）の著作権は、文部大臣が管理するものとす。

第二條 文部大臣は、教科書の出版権（以下単に「出版権」という。）を發定することができる。

第三條 この法律で「著作権」とは、著作権法（明治三十二年法律第三十九号）第一條に定める権利を、「出版権」とは、同法第二十八條ノ二の規定により發定する権利をいう。

（資格補充）

第二條 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならない。

前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を

取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第四條の規定による競争を行はるるに先立つて審査することを目的とする。

（教科書出版資格審査會）

第三條 文部大臣は、前條の審査を行うに當つては、教科書出版資格審査會（以下「審査會」という。）に諮問しなければならない。

審査會は、審査員二十人以上以内で組織する。

前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

前項に定めるものを除くほか、審査會に關して必要な事項は、政令で定める。

（出版権設定契約の方式）

第四條 出版権の設定は、第二條の審査に合格した者の競争によつて行はる。但し、競争に付するに及ばないときは、第二條の審査に合格した者との任意契約によることができる。

第五條 競争に加わらうとする者は、現金又は國債をもつて、その見付つた予定製造原價に最初に行行する予定部数を乘じて得た額の百分の二以上の保証金を納めなければならない。

競争者が契約を結ばないときは、保証金は、國庫に帰属する。

（入札）

第六條 競争は、教科書一部當りの製造原價について入札の方法によつて行はる。文部大臣の予定した製造原價

以内に於いて最も低額の入札をした者に出版権を發定するものとす。

競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行はるものとす。

一 教科書の種類及び最初に發行を予定される部数

二 契約締結を示す場所

三 製造原價の算出の基礎

四 競争執行の場所及び日時

五 入札の保証金額に關する事項

前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部省令で定める。

文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製造原價を封緘し、開札の際これを開札場所に開かなければならない。

教科書の定價は、第一項の規定による製造原價の入札價格を基準として算定するものとす。

（開札）

第七條 開札は、公告に示した場所及び日時において、入札者の面前において行なわれなければならない。但し、入札者が出席しない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をして開札に立ち合わせなければならない。

入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

第八條 開札の場合において各人の入札のうち、第六條第五項の規定により予定した製造原價の制限に達したものがなければ、直ちに、再度の入札を行うことができる。

（落札者の決定）

第九條 落札となるべき同價の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定めなければならない。

前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をしてこれに代りくじを引くことができる。

（再入札公告の期間）

第十條 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、更に入札に付しようとするときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

（発行義務）

第十一條 出版権の發定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の發行に關する臨時措置法（昭和十三年法律第百三十二号）第八條の規定により、文部大臣が都道府縣教育委員會の報告した教科書の需要数を基礎にして發行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した發行を引き受けなければならない。

（製造原價の改定）

第十二條 出版権の存続期間中物價の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原價を変更する必要があるときは、文

部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

（出版料納付の義務）

第十三條 出版権者は、發行の指示があつたときは、すみやかに發行の指示があつた部数に應じ、定價（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範圍内で文部省令の定めるところにより算定した額の出版料を國庫に納付しなければならない。但し、文部大臣は、發行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十四條 文部大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に備することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるときは、又は教科書の發行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定價を安くする必要があると認められるときは、出版料を減免し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十五條 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

一 出版権者の事業能力、信用状態が出版権發定當時の状況より低下し、教育上支障のないよきに教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二 第十一條又は第十三條に規定する義務を怠つたとき。

三 教科書の發行に關する臨時措置法第十四條又は第十五條の規定に

より文部大臣が発行の指示を取り消したとき。

2 文部大臣が前項第一号の認定をするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 第十二條の協議がととのわないうきは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができる。

第十八條 出版権が消滅したときは、文部大臣は、出版権の設定をしていない者に対して、消滅の際に有した教科書、その半製品及び版型について、新たに第四條の規定により文部大臣が出版権を設定した者と譲渡に關する協議をすることを命ずることができる。

2 前項に規定する協議の命令は、出版権の消滅の日から一箇月を経過したときは、行ふことができない。

3 第一項の協議がととのわないうきは、協議に關して文部大臣が認定する。

4 前項の認定があつたときは、その認定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

5 第三項の認定中対價については不服のある譲渡の当事者は、その認定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、譲渡の当事者の一方を被告とする。

第十七條 出版権は文部大臣の認可を経なければ、譲渡することができない。

2 第十一條の規定は、前項の規定によつて出版権を譲り受けた者に準用する。

3 出版権は、買入することができない。

(他の圖書への準用)

第十八條 この法律の規定は、政令の定めるところにより、文部省が著作の名義を有する教科書以外の教授上利用される圖書に準用する。

(他の法令の適用)

第十九條 教科書の著作権の管理及び出版権の設定に關してこの法律に定めない事項については、その性質に反しない限り、著作権法、財政法昭和二十二年法律第三十四号、會計法昭和二十二年法律第三十五号、及び國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びにこれらの法律の規定に基く命令の規定を適用するものとする。

(施行政令)

第二十條 この法律の実施のための手續その他の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に教科書の出版を行つてゐる者の出版に關する権利は、この法律の規定によつて認定された出版権とみなす。

3 昭和二十三年十月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に出版に關する権利の消滅する教科書について、その出版権を新たに認定する場合に、競争を行はざることが教科書の製造供給を教育上必要とする時期に間に合わせるためには不適当と認められる場合に限り、第四條第一

文の規定にかかわらず、隨意契約によることができる。

4 前項の規定によつて隨意契約によることのできる教科書の種類は、教科用圖書審議会の議を経て、文部大臣が定める。

○高瀬圖書大臣 文部省著作教科書の出版権等に関する法律案について御説明申し上げます。

文部省が著作の名義を有する教科書につきましても、多年数箇の出版会社に、独占的にその印刷発行を許可して参りましたが、社会情勢の変化に伴い、今後は自由競争の方法によつて出版権を設定することにしたいと考へまして、ここにその方法等につきまして必要な規定を整備し、この法律案を提出するに至つたのであります。

次に、この法律案の内容につきまして大要を御説明いたします。第一に、文部省著作教科書の出版権を取得しようとする者に対しまして、まずその資格についての審査を行うことであり、すなわち教育士資格を生じないことを期しますために、出版権を取得しようとする者が、良質の教科書を、学校において必要とする時期までに製造供給するだけの事業能力及び信用状態を有するかどうかを審査することを目的としたもので、そのために文部大臣の諮問機関として教科書出版資格審査会を設けることになりました。

第二に出版権設定の方式についてであります。すなわち教科書出版の資格審査に合格した者の競争入札によりまして、出版権設定契約を結ぶことになり、出版権設定契約を結ぶことにより、製造原價について行ふことと

し、文部大臣の予定した製造原價以内で最も低額の入札をした者に出版権を設定することとした。また、

第三に、出版権についての規定であります。すなわち、出版権者に発行の指示がありましたときは、すみやかにその部数に應じて、一定基準により算定した額の出版料を國庫に納付する義務を課しますとともに、與該その他の事由に基く減額の規定を設けました。

第四に、出版権の消滅についての規定であります。すなわち出版権の設定後におきまして、出版権者が教科書を発行するものとして不適当と認められる特別の事由の生じた場合には、文部大臣は出版権を消滅させることができることとあります。

第五に、出版権の譲渡につきましては、文部大臣の認可を必要としたし、

以上本法案の提出理由及びその内容につきましての大要を申し上げました。要するに文部省著作教科書の著作権及び出版権に關して適正な管理をいたしますとともに、教科書の発行に支障を生ぜしめないことを期しておる次第でございますので、何とぞその趣旨をお認めくださいます。本法案に御賛成くださることをお願いいたします。

○原委員 文部大臣案につきまして、敷衍して御説明申し上げます。

○船田政府委員 この法案の内容に關しては、御説明申し上げたいと存じます。

この法案は、著作権法、財政法、國有財産法及び會計法の特別規定という性質を帯びておるものでございまして、

て、第一條に規定いたしております。これは、文部省が著作の名義を有する教科書の著作権の管理及びその管理に關しての出版権の設定に關しては、文部大臣の権限の規定であります。

第二條、第三條に掲げてありますのは、たゞいま提案理由にも説明がございましたように、教科書のごとき特殊な出版物を自由競争によりまして出版権を設定する場合に、教育上支障を來すことなからしめる目的をもちまして、出版権を設定しようとする者、すなわち一般競争入札に加入せんとする者の資格に關して、慎重なる審査を行ふ趣旨の規定でございます。しかもその審査を適正公平ならしめる意味におきまして、文部大臣の諮問機関として出版資格審査委員会なるものを設ける規定を設けた次第でございます。

第四條は、この出版権設定契約のやり方であり、規定いたしております。すなわち、出版権の設定は、たゞいま申しました審査に合格した者の競争によつて行ふこととしたされております。しかしながら時が迫りまして競争に付するのいとまがないときは、第二條の審査に合格した者と隨意契約によることを許す規定にいたしております。

第五條から第十條に至ります十箇の規定は、一般のかくのごとき入札競争の場合に設けられております普通規定と大體ない規定でございます。すなわち競争に加わらんとする者に対しまして保証金をとり、契約を結ばない場合はその保証金を國庫に帰属せしめる。あるいはまた入札の順序方法を規定いたし、開札から審判に至るまでの規定、さらにはまた開札いたしました

した場合には予定價格以内における落札者のない場合に再度の入札を行うことができる規定というものを、順序によりまして規定いたしましたわけでございます。

第十一條の規定は、かくのごとき手續を経て出版権の設定をいたしました場合におきましては、出版業者は教科書の発行に関する臨時措置法の適用を受けなければならない。すなわち同法の規定によりまして、文部大臣が種道府縣教育委員会を通じて集めました教科書の需要数を基礎として発行部数を指示いたしました場合に、その指示を引受けなければならない趣旨の規定でございます。

かくのごとき出版権を設定いたしましたして文部省著作教科書を発行せしめた場合に、その後社会情勢の変化によりまして、物價の変動その他やむを得ない事由によつて、入札の際の製造原價を改訂しなければならぬ必要が生じました場合におきましては、第十二條の規定によりまして、文部大臣と出版権者と協議してこれを改定し得る規定を設けたのであります。

第十三條は、出版権の設定を受けました者は、出版部数に應じて一定率の出版料、つまり一般の出版物につきまといわゆる印税に相當する性質のものでございしますが、それを國庫に納付しなければならぬという趣旨の規定を設けております。

第十四條におきましては、災害その他出版権者の責に帰すべからざる事由によりまして製造供給ができなくなつた場合に、ただいま申し上げました出版料納付の義務を減免することができると、あるいはまた出版部数が非常に少

い、しかも義務教育上の見地から見て特に定價を低廉ならしめる必要があります場合に、出版料を減免することができるといふ趣旨の規定を設けてあるものであります。

次に規定いたしております第十五條は、出版権者において特定の事由がありました場合に、文部大臣の側から出版権を消滅させることができる場合を列挙いたしております。その第一といたしまして、出版権者の事業能力、信用状態が、当初出版権設定の當事者からかわりまして、支障なく教科書を製造供給するのに不適当と認められた場合には出版権を消滅させる。また第十一條、第十三條に規定いたしております教科書の発行に関する臨時措置法の適用を受けた義務を怠り、あるいはまた出版料納付の義務を怠つた場合の出版権設定の取消し、それから第三に掲げておりますのは、臨時措置法第十四條、第十五條の規定によりまして、やはり臨時措置法によりする義務違反のありました場合、文部大臣が発行の指示を取消したときに、またこの出版権を取消することができるという趣旨の規定でございます。

次に第十六條に規定いたしておりますのは、教科書につきましては紙その他の資料が指定生産資料であり、そのほかまたその発行供給が一定の時期に間に合せなければならぬという上、経済的の理由及び時期的の理由から考へまして、出版権の消滅した者に對して、それらの教科書の原料品、あるいは紙型その他の版物を、新たに出版権を設定した者に對して譲渡せしめるように、協議を文部大臣から命令す

ることができると規定を設けたのであります。さらにこの協議のとのわなかつた場合に關しする諸種の規定を引續いて規定いたしております。

次に出版権の譲渡に關する規定であります。出版権者において種々の理由から出版権を他に譲渡したいという場合におきましては、文部大臣の認可を得て譲渡することができると規定を設けたわけであり、またこの出版権は、國有財産でありますので、その管理の必要から輸入することができない、趣旨の規定を設けたわけであり、以上が大体この出版権設定に至ります手續でございますが、他に教科書ばかりでなく、第十八條におきましては政令の定めるところにより、文部省が著作の名称を有する教育上利用される圖書学習指導要領、その他いろいろ種類のものまでこれを準用することができると規定を設けておるわけであり、

第十九條におきましては、先ほど申し上げましたように、他の一般法との關係を規定いたしております。

さらに附則といたしまして、現に幾つかの出版社と教科書の発行に關しして、出版権設定契約を締結いたしております。それは本法施行の日から、この法律の規定によつて設定された出版権とみなす。さらにまた昭和二十三年十一月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に出版権設定契約の消滅いたしましたる教科書につきましても、突然この自由競争による方法をもつて新たに出版権設定契約を結んだ場合に、その時期が明年度教科書使用の時期に間に合はなくなるおそれのある場

合を考慮いたしまして、そうした特定の教科書につきましては隨意契約によることができる。しかしながらこの場合におきましても十分教科書用委員会の審議を経まして、その結果によつてきまりました種類のものについて、ただいま申し上げました隨意契約によることができるというように、経過規定を設けた次第でございます。

以上が大体御説明申し上げた次第であります。

○委員質疑 質疑は後刻にお願いすることにいたしました。日程第二、学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。

附則

この法律中第五十六條の改正規定は、公布の日から、第九條及び第十條の規定は、昭和二十五年三月一日から施行する。

○高瀬議員 大體、ただいま議題となり、ました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びこの法律案の骨子とするところを御説明申し上げます。

まず提案の理由であります。医学または歯学の学部を置く大学に入学することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、監督廳の定める課程を履修した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等の以上の学力があると認められた者でなければならぬ。但し、主として薬学を履修するためには、この限りでない。

次に新学制の最後の段階たる新制大学につきまして、学校教育法では修業年限四年となつておりますが、この際國の現状としましては、入学志願者の側における父兄の経済的負担力の点、あるいは短期間に実務者を養成しなればならぬ社会的必要性等を考慮いたしますと、短かい期間に完成する、いわゆる短期大学を必要とするように

考するであります。従つて自分の同、修業年限二年または三年の短期大学の制度を認めることにより、一面すみやかに新学制の完成をはかるとともに、他面社会の要望に沿ひたいと考ふるのでございます。

次にこの法律案の骨子とするところを御説明いたします。

まず第一は、学校教育法の規定によれば、新制大学の入学資格は、新制高等学校卒業程度をもつて原則とするのでありますが、医学または歯学の学部を置く大学に入学しようとする者の入学資格については、特例を認めて、より高い程度、すなわち他の学部において二年以上在学して、所定の課程を履修した者と定めようとするのであります。

次に新制大学の修業年限は、学校教育法に規定することく、四年をもつて原則としますが、これを二年または三年課程に短縮した短期大学をも認めることとしようとするのであります。なお、この短期大学の取扱い方につきましては、大学院を置くことを認めないこととし、その他はすべて四年制大学に関する規定を準用するものであります。

最後に、短期大学を卒業した者のうち、さらに四年制の大学へ進学する希望を有する者については、一定の基準に従ひ、四年制大学の相当学年に編入する道を開こうとするものであります。

なお、短期大学の実施につきましては、施設の準備を必要といたしますので、昭和二十五年より開設することとしたと存するのであります。

以上が本法律案の提案理由とその骨子とするところであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○原委員長 なおお田政府委員より内容についての説明を求めます。

○稲田政府委員 本案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

最初の規定は、医学または歯学の学部への入学資格に関する規定であります。御承知のごとく学校教育法第五十六條には、大学の入学資格が規定されておりまして、高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者が、大学の入学資格になつておるわけであります。医学または歯学の学部に関する限り、これに對しまする例外規定をここに設けておるのであります。高等学校を卒業した以上、二年以上在学して、所定の課程を履修したことをもつて入学資格とした次第でございます。

次は、いわゆる短期大学に関する規定でございます。学校教育法第五十五條には、大学の修業年限に関する一般規定が設けられております。すなわち大学の修業年限は四年とするという趣旨の規定があるものであります。これに對する例外といたしまして、当分の間、文部大臣の認可を受け、大学の修業年限は二年または三年とすることができるよう規定いたしましたのであります。しかし、前項の大学は短期大学と称する。さらに次の項におきましては、学校教育法第六十二條に「大学には、大学院を置くことができる。」という趣旨の規定があるのであります。これを排除いたしております。

それから次に第九十條といたしまして、いわゆる短期大学を卒業した者が普通法の大学学部に入學する場合、編入に關しまする資格の規定を設けておるわけでありませう。

それから附則といたしまして、前の法律または附則に關しまする改正規定は、ただちに公布の日から施行するのではありませんが、短期大学に關しまする規定は準備の關係もありまして、明年から実施する。しかもまた改正の準備が完了するので、昭和二十五年三月一日から施行するといふ趣旨の規定を設けた次第であります。

○原委員長 質疑はあつたまわしといたしまして、日程を追加いたしました。国立学校設置法を議題といたします。政府の說明を求めます。

国立学校設置法案

国立学校設置法

第一章 総則(第一條、第二條)

第二章 国立大学(第三條、第八條)

第三章 国立高等学校(第九條)

第四章 国立の各種学校(第十條、第十一條)

第五章 職員及び職(第十二條、第十四條)

第六章 雑則(第十五條)

附則

第一條 總則

(設置及び所轄)

第一條 この法律により、国立学校を設置する。

2 国立学校は、文部大臣の所轄に属する。

(定義)

第二條 この法律で「国立学校」と

は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校のうち、国立の大学及び高等専門学校並びに同法第八十三條に定める各種学校で国立のものをいふ。

第二章 国立大学

(名称及び位置等)

第三條 国立大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立大学の名称	位置	学部
北海道大学	北海道	法文学部 教育学部 理学部 工学部 農学部
岩手大学	岩手縣	工学部
山形大学	山形縣	工学部
東北大学	宮城縣	工学部
弘前大学	青森縣	工学部
帯広畜産大学	帯広農畜専門学校	畜産学部
小樽商科大学	小樽商科大学	商学部
富山工業大学	富山工業専門学校	工学部
新潟大学	新潟縣	工学部
金沢大学	石川縣	工学部
福井大学	福井縣	工学部
岐阜大学	岐阜縣	工学部
静岡大学	静岡縣	工学部
愛知大学	愛知縣	工学部
名古屋大学	名古屋府	工学部
京都大学	京都府	工学部
大阪大学	大阪府	工学部
神戸大学	神戸府	工学部
岡山大学	岡山府	工学部
広島大学	広島府	工学部
山口大学	山口府	工学部
徳島大学	徳島府	工学部
高松大学	高松府	工学部
香川大学	香川府	工学部
愛媛大学	愛媛府	工学部
高知大学	高知府	工学部
福岡大学	福岡府	工学部
九州大学	九州府	工学部

東京文科大学	東京芸術大学	東京農工大学	東京学芸大学	東京外国語大学	東京大学	千葉大学	埼玉大学	群馬大学	宇都宮大学	茨城大学
東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	千葉県	埼玉県	群馬縣	栃木縣	茨城縣
文学部 教育学部 理学部 体育学部	美術学部 音楽学部	農学部 獣医学部	学芸学部	外国語学部	文学部 教育学部 法学部 理学部 工学部	文学部 理学部 工学部 農学部 医学部	文学部 教育学部	工学部 学芸学部	学芸学部	文学部 教育学部
東京文科大学 東京文科大学 東京文科大学 東京文科大学	東京芸術大学 東京芸術大学	東京農工大学 東京農工大学 東京農工大学 東京農工大学	東京学芸大学 東京学芸大学 東京学芸大学 東京学芸大学	東京外国語大学 東京外国語大学 東京外国語大学 東京外国語大学	東京大学 東京大学 東京大学 東京大学 東京大学 東京大学	千葉大学 千葉大学 千葉大学 千葉大学 千葉大学 千葉大学	埼玉大学 埼玉大学 埼玉大学 埼玉大学 埼玉大学 埼玉大学	群馬大学 群馬大学 群馬大学 群馬大学 群馬大学 群馬大学	宇都宮大学 宇都宮大学 宇都宮大学 宇都宮大学 宇都宮大学 宇都宮大学	茨城大学 茨城大学 茨城大学 茨城大学 茨城大学 茨城大学

信州大学	山梨大学	福井大学	金沢大学	富山大学	新潟大学	横浜国立大学	東京水産大学	一橋大学	電通通信大学	お茶の水女子大学	東京工業大学
長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川県	水産学部	法学部 社会学部	電気通信学部	文学部 家政学部	工学部
工学部 理学部 教育学部 文学部	工学部 学芸学部	工学部 学芸学部	工学部 理学部 医学部 法学部 教育学部	工学部 教育学部 文学部	工学部 理学部 医学部 教育学部 文学部	工学部 学芸学部	第一水産講習所	法学部 社会学部 商学部	電気通信学部	文学部 家政学部	工学部
長野大学 長野大学 長野大学 長野大学	山梨大学 山梨大学 山梨大学 山梨大学	福井大学 福井大学 福井大学 福井大学	金沢大学 金沢大学 金沢大学 金沢大学 金沢大学 金沢大学	富山大学 富山大学 富山大学 富山大学 富山大学 富山大学	新潟大学 新潟大学 新潟大学 新潟大学 新潟大学 新潟大学	横浜国立大学 横浜国立大学 横浜国立大学 横浜国立大学 横浜国立大学 横浜国立大学	東京水産大学 東京水産大学 東京水産大学 東京水産大学 東京水産大学 東京水産大学	一橋大学 一橋大学 一橋大学 一橋大学 一橋大学 一橋大学	電通通信大学 電通通信大学 電通通信大学 電通通信大学 電通通信大学 電通通信大学	お茶の水女子大学 お茶の水女子大学 お茶の水女子大学 お茶の水女子大学 お茶の水女子大学 お茶の水女子大学	東京工業大学 東京工業大学 東京工業大学 東京工業大学 東京工業大学 東京工業大学

第一欄第八号 文部委員会編録 第十三号 昭和二十四年五月七日

大阪外語大学	大阪大学	京極工業職業大学	京都学芸大学	京都大学	滋賀大学	三重大学	愛知工業大学	愛知学芸大学	名古屋大学	靜岡大学	岐阜大学
大阪府			京都府		滋賀縣	三重縣		愛知縣		靜岡縣	岐阜縣
外國語学部	文学部 法文学部 理学部 工学部	工業学部	文学部	文学部 教育学部 理学部 工学部	文学部 教育学部	文学部 農学部	工学部	文学部 理学部 工学部	文学部 理学部 工学部	文学部 教育学部	文学部 農学部
大阪外事専門学校	大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学 大阪大学	京都工業専門学校 京都工業専門学校	京都師範学校 京都青年師範学校	京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学 京都大学	滋賀師範学校 滋賀青年師範学校	三重農林専門学校 三重師範学校 三重青年師範学校	名古屋工業専門学校	愛知第一師範学校 愛知第二師範学校 愛知青年師範学校	名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学 名古屋大学	靜岡第一師範学校 靜岡第二師範学校 靜岡青年師範学校	岐阜林業専門学校 岐阜青年師範学校

鳥取大学	山口大学	廣島大学	岡山大学	鳥根大学	鳥取大学	和歌山大学	奈良女子大学	奈良学芸大学	神戸大学	大阪学芸大学
鳥取縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	鳥根縣	鳥取縣	和歌山縣	奈良縣		兵庫縣	
工学部 文学部	工学部 教育学部 理学部 文学部	工学部 理学部 教育学部 文学部	農学部 医学部 理学部 教育学部 文学部	教育学部 文学部	農学部 文学部	文学部 経済学部	文学部 家政学部	文学部	工学部 経済学部 教育学部 文学部	文学部
鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学	山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学 山口大学	廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学 廣島大学	岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学 岡山大学	鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学 鳥根大学	鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学 鳥取大学	和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学 和歌山大学	奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学 奈良女子大学	奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学 奈良学芸大学	神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学 神戸大学	大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校 大阪第一師範学校

鹿児島大学	宮崎大学	大分大学	熊本大学	長崎大学	佐賀大学	九州工業大学	九州大学	福岡大学	高知大学	愛媛大学	香川大学
鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	香川県
文学部 教育学部 農学部	工学部 農学部	経済学部	工学部 医学部 法学部 文学部	工学部 医学部 農学部	教育学部	工学部	工学部 理学部 文学部 教育学部	文学部 教育学部	教育学部	文学部 教育学部	経済学部
鹿児島大学 鹿児島大学 鹿児島大学 鹿児島大学 鹿児島大学 鹿児島大学	宮崎大学 宮崎大学 宮崎大学 宮崎大学 宮崎大学 宮崎大学	大分大学 大分大学 大分大学 大分大学 大分大学 大分大学	熊本大学 熊本大学 熊本大学 熊本大学 熊本大学 熊本大学	長崎大学 長崎大学 長崎大学 長崎大学 長崎大学 長崎大学	佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学 佐賀大学	明治工業専門学校	九州大学 九州大学 九州大学 九州大学 九州大学 九州大学	福岡大学 福岡大学 福岡大学 福岡大学 福岡大学 福岡大学	高知大学 高知大学 高知大学 高知大学 高知大学 高知大学	愛媛大学 愛媛大学 愛媛大学 愛媛大学 愛媛大学 愛媛大学	香川大学 香川大学 香川大学 香川大学 香川大学 香川大学

		千葉大学		東北大学		北海道大学		大学の名称		第四條 国立大学に、左表の通り、研究所を附置する。									
地質研究所	東京大文台	腐敗研究所	傳染病研究所	ガラス研究所	非水溶液化学研究所	電気通信研究所	高速力学研究所	科学計測研究所	抗酸菌病研究所	選製製錬研究所	農学研究所	金属材料研究所	無線研究所	應用電気研究所	低溫科学研究所	研究所の名称	位置	目的	
地質の学理及び地質学に關する事項並びに地質探査法に關する事項の研究	天文學に關する事項の攻究並びに天象観測、曆書編纂、時の測定、報時及び時計の檢定に關する事項	腐敗に關する学理及びその應用の研究	傳染病その他の病源の檢査並びに予防治療に關する学理及びその應用の研究	ガラスに關する学理及びその應用の研究	非水溶液化学に關する学理及びその應用の研究	電気通信に關する学理及びその應用の研究	高速力学に關する学理及びその應用の研究	科学計測に關する学理及びその應用の研究	抗酸菌病の予防及び治療に關する学理及びその應用の研究	選製製錬の工程及び治煉に關する学理及びその應用の研究	重要金属の選製及び製錬に關する学理及びその應用の研究	東北地方における農産(林産及び畜産を含む)及び水産に關する学理並びにその應用の研究	鉄鋼その他の金属及び合金に關する学理及びその應用の研究	無線に關する学理及びその應用の研究	電氣の應用に關する総合研究	低溫における科学的現象に關する学理及びその應用の研究	北海道	宮城県	千葉縣

<p>東京大学</p> <p>東洋文化研究所 立地自然科学研究所 ふく射線化学研究所 理工学研究所 社会科学研究所 新聞研究所 生産技術研究所</p>	<p>東京都</p>	<p>東洋文化に関する総合研究 國民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究 電波、赤外線、光線等のふく射線に関する化学的事項の学理及びその応用の研究 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究 社会科学に関する総合研究 新聞及び時事についての出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し又は従事しようとする者の指導及び養成 生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験</p>
<p>東京工科大学</p> <p>光学研究所 建築材料研究所 資源化学研究所 精密機械研究所 産業研究所 電気科学研究所 燃料科学研究所</p>	<p>東京都</p>	<p>光学に関する学理及びその応用の研究 建築用材料に関する学理及びその応用の研究 資源に関する化学の学理及びその応用の研究 精密機械に関する学理及びその応用の研究 産業に関する学理及びその応用の研究 電気科学に関する学理及びその応用の研究 燃料科学の学理及びその応用の研究</p>
<p>一橋大学</p> <p>経済研究所</p>	<p>東京都</p>	<p>日本及び世界の経済の総合研究</p>
<p>金沢大学</p> <p>結核研究所 環境医学研究所</p>	<p>石川県</p>	<p>結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 環境医学に関する学理及びその応用の研究</p>
<p>名古屋大学</p> <p>空電研究所</p>	<p>愛知県</p>	<p>空電に関する学理及びその応用の研究</p>

<p>京都大学</p> <p>化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所 木材研究所 食糧科学研究所</p>	<p>京都府</p>	<p>化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究 木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究</p>
<p>大阪大学</p> <p>微生物研究所 産業科学研究所 管業科学研究所</p>	<p>大阪府</p>	<p>微生物に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究 管業に関する学理及びその応用の研究</p>
<p>神戸大学</p> <p>経済経営研究所</p>	<p>兵庫県</p>	<p>経済並びに経営に関する学理及びその技術の研究</p>
<p>岡山大学</p> <p>放射能研究所</p>	<p>鳥取縣</p>	<p>放射能に関する学理及びその応用の研究</p>
<p>広島大学</p> <p>理論物理学研究所 温泉治療学研究所 流体工学研究所 弾性工学研究所 産業労働研究所</p>	<p>広島縣 大分縣</p>	<p>物理学の基礎理論に関する総合研究 温泉治療学に関する学理及びその応用の研究 流体に関する工学の学理及びその応用の研究 弾性工学に関する学理及びその応用の研究 産業労働に関する総合研究</p>
<p>九州大学</p> <p>生薬科学研究所 産業労働研究所</p>	<p>福岡縣</p>	<p>生薬に関する基礎的及び応用的研究 産業労働に関する総合研究</p>
<p>長崎大学</p> <p>風土病研究所 体質医学研究所</p>	<p>長崎縣 熊本縣</p>	<p>風土病に関する学理及びその応用の研究 体質医学の学理及びその応用の研究</p>

(学部附属の研究施設)
第五條 国立大学の学部は、左表の通り研究施設を置く。

大学の名称	学 部	研 究 施 設 の 名 称
北海道大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属植物園、附属農場、附属演習林
青森大学	畜産学部	附属農場
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
弘前大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
岩手大学	農学部	附属農場、附属演習林
	理学部	附属臨海実験所
東北大学	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
宇都宮大学	農学部	附属農場、附属演習林
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
群馬大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場
千葉大学	国文学部	附属農場
	文学部	史料編纂所
	理学部	附属臨海実験所、附属植物園
	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
東京大学	工学部	附属総合試験所
	農学部	附属農場、附属演習林
	理学部	附属臨海実験所
東京文科大学	農学部	附属農場、附属演習林
	理学部	附属臨海実験所
東京水産大学	水産学部	附属実験実習場
	農学部	附属農場、附属演習林
新潟大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
金沢大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設

信州大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
	理学部	附属臨海実験所
名古屋大学	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
三重大学	理学部	附属臨海実験所、附属演習林
	農学部	附属農場、附属演習林
京都大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
大阪大学	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
鳥取大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
岡山大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
広島大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
徳島大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林、附属水産実験所
九州大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林、附属水産実験所
長崎大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
熊本大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
宮崎大学	農学部	附属農場、附属演習林
鹿児島大学	農学部	附属農場、附属演習林

第六條 国立大学に、附属図書館を置く。

(附属図書館)
第七條 国立大学に附属の学校を置く場合においては、その組織その他必要事項は、法律又は政令で定める。

(附属の学校)
第八條 国立大学の各学部に置かれる講座又はこれに代るべきもの種類

第九條 国立高等学校の名称及び位置は、左表に掲げる通りとする。

第十條 国立の各学校の名称、位置及び目的は、左表に掲げる通りとする。

第十四條 国立学校に置かれる職員は、法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、国立学校の組織及び運営の細目について

国立の各種学校の名称	位置	目的
国立高等教育学校	東京都	百教育の研究並びに百学校の教育の発展
国立ろうき学校	千葉県	ろう教育の研究並びにろう学校の教育の発展

は、文部省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、学校の修業年限及び学年の進行に關しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

國立綜合大学令(大正八年勅令第十二号)

國立綜合大学官制(昭和二十一年勅令第二百五号)

國立綜合大学及び其の学部に関する件(大正八年勅令第十三号)

東京大学講席令(大正八年勅令第十四号)

京都大学講席令(大正八年勅令第十五号)

東北大学講席令(大正八年勅令第十六号)

九州大学講席令(大正八年勅令第十七号)

北海道大学講席令(大正八年勅令第十八号)

大阪大学講席令(昭和六年勅令第六十九号)

名古屋大学講席令(昭和十四年勅令第四十四号)

官立大学官制(昭和二十一年勅令第二百六号)

教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)

臨時教員養成所官制(明治三十五年勅令第九号)

官立高等学校官制(昭和二十一年勅令第二百九号)

官立専門学校官制(昭和二十一年勅令第二百十号)

國立綜合大学及び官立医科大学に

臨時医学專門部を設置するの件(昭和十五年勅令第二百七十八号)

工業技術講習所官制(昭和十五年勅令第七百六十九号)

無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)

水産講習所官制(昭和四年勅令第二百十二号)

官立盲学校及聾學校官制(昭和二十一年勅令第二百十一号)

低溫科学研究所官制(昭和十六年勅令第九十一号)

應用電氣研究所官制(昭和十八年勅令第五十六号)

無線研究所官制(昭和十八年勅令第五十七号)

金属材料研究所官制(大正十一年勅令第三百六十一号)

農學研究所官制(昭和十四年勅令第五百二十一号)

選蠶製練研究所官制(昭和十六年勅令第二百六十八号)

抗體菌研究所官制(昭和十六年勅令第四百十九号)

科学計測研究所官制(昭和十八年勅令第五十四号)

高迎力学研究所官制(昭和十八年勅令第七百六十一号)

電氣通信研究所官制(昭和十九年勅令第六号)

非水溶液化学研究所官制(昭和十九年勅令第七号)

硝子研究所官制(昭和二十年勅令第二十五号)

傳染病研究所官制(大正五年勅令第四十七号)

東京天文台官制(大正十年勅令第四百五十号)

地質研究所官制(大正十四年勅令

第三百十一号)

東洋文化研究所官制(昭和十六年勅令第九十二号)

立地自然科學研究所官制(昭和十九年勅令第七十号)

放射線化学研究所官制(昭和二十年勅令第三十九号)

理工學研究所官制(昭和二十一年勅令第七十三号)

社会科學研究所官制(昭和二十一年勅令第三百九十四号)

環養醫學研究所官制(昭和二十一年勅令第七十四号)

化学研究所官制(大正十五年勅令第三百十三号)

人文科學研究所官制(昭和十四年勅令第五百二十号)

結核研究所官制(昭和十六年勅令第二百六十七号)

工學研究所官制(昭和十六年勅令第二百二十二号)

木材研究所官制(昭和十九年勅令第三百五十四号)

食糧科學研究所官制(昭和二十一年勅令第四百二十三号)

微生物研究所官制(昭和九年勅令第二百七十七号)

産業科學研究所官制(昭和十四年勅令第八十三号)

香煙科學研究所官制(昭和十九年勅令第八号)

温泉治療學研究所官制(昭和六年勅令第二百六十六号)

液休工學研究所官制(昭和十七年勅令第三十号)

彈性工學研究所官制(昭和十八年勅令第五十五号)

史料編纂に關する職員の件(明治三十八年勅令第九十五号)

3 第三條に規定する大学は、それれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修卒業及びそれらの課程を担当する教員員の身分等に關する事項並びに第三條に規定する大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 前項の規定の実施に關し必要な事項は、文部省令で定める。

5 学校教育法第九十八條の規定による学校のうち、國立大学に包括されないで、當分の間、なお従前の例により存置するものは、左に掲げる通りとする。但し、東京醫學齒學專門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京醫科齒科大學、大阪工業專門学校及び大阪青年師範學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

東京醫科齒科大學

東京醫學齒學專門學校

秋田鐵山專門學校

秋田師範學校

秋田青年師範學校

上田鐵道專門學校

大阪工業專門學校

大阪青年師範學校

水産講習所のうち、東京水産大學に包括されないもの(第二水産講習所)については、水産講習所官制は、別に農林省の設置に關する法律が制定施行されるまでの間、なお効力を有する。

7 従前の規定による國立の大學の大学院は、當分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。

8 國立大學に包括される学校に置かれる職員員の定員は、それぞれその学校を包括する國立大學の職員員の定員に含まれるものとする。

第五項に掲げる學校に置かれる職員員の定員は、別表第四による。

10 第十二條及び前項の規定は、別に政府職員員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

11 國立學校のうち、東京水産大學は、第一條第二項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

12 第八條、第十三條、第十五條及び第四項中「文部省令」とあるのは、前項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替へるものとする。

13 第四項に定める國立の各種學校は、昭和二十五年三月三十一日まで、存続するものとする。

(別表第一)

國立大學の名稱	大學に置かれる職員員の定員
北海道大學	二、五七二
北海道學堂大學	六六〇
京都工業大學	一、四七六
京都工業專門大學	九八八
小樽商科大學	一、五一八
帯広畜産大學	八二五
弘前大學	五九八
岩手大學	三、九九七
東北大學	五、五八八
山形大學	四、二六八
福島大學	五、七八八
茨城大學	五、七八八

宇都宮大学	四六五人	三東大学	四七〇人
群馬大学	九〇二人	滋賀大学	三〇七人
埼玉大学	三五〇人	京都大学	三、四五三人
千葉大学	一、六二八人	京都学芸大学	三一九人
東京大学	五、八六七人	京都工芸繊維大学	三四七人
東京外国語大学	一一一人	大阪大学	二、五三一人
東京学芸大学	九二六人	大阪外国語大学	一〇五人
東京工科大学	三二三人	大阪学芸大学	六七三人
東京芸術大学	二九四人	神戸大学	一、〇一五人
東京文芸大学	九四五人	奈良学芸大学	二八一一人
東京工業大学	九一八人	奈良女子大学	二二六人
お茶の水女子大学	三三〇人	和歌山大学	三三二人
電氣通信大学	一四九人	鳥取大学	八二一人
一橋大学	三二四人	鳥根大学	三五五人
東京水産大学	三三二人	岡山大学	一、三三四人
横浜国立大学	六三二人	廣島大学	一、三〇九人
新潟大学	一、四九一人	山口大学	六七〇人
富山大学	四九二人	徳島大学	八六三人
金沢大学	一、七〇三人	香川大学	三六七人
福井大学	三八一人	愛媛大学	五六一人
山梨大学	四一三人	高知大学	三六五人
信州大学	一、〇七二人	福岡学芸大学	四八七人
岐阜大学	四五二八	九州大学	二、九一六人
静岡大学	七三二人	九州工業大学	二、三三三人
名古屋大学	一、九四〇人	佐賀大学	三二一人
愛知学芸大学	五八八人	長崎大学	一、一五六人
愛知工業大学	一七八八	熊本大学	一、四八四人

大分大学	三六五人	国立高等学校の 名称	高等学校に附か れる職員の内員
宮崎大学	四二五人	国立各府庁の 名称	各種学校に附か れる職員の内員
鹿児島大学	八三三人	国立高等教育学校 名称	六五人
		国立ろう教育学校 名称	九四人
		(別表第三)	
		国立各府庁の 名称	各種学校に附か れる職員の内員
		国立高等教育学校 名称	六五人
		国立ろう教育学校 名称	九四人
		(別表第四)	
		附則第五項に掲 げる学校の名称	上掲の学校 に置かれる 職員の内員
		東京医科歯科大学	七四三人
		東京医学歯学専門 学校	三五五人
		秋田鉱山専門学校	二四三人
		秋田師範学校	二二五人
		秋田青年師範学校	二八人
		上田繊維専門学校	一五一一人
		大阪工業専門学校	一四〇人
		大阪青年師範学校	六一人

き、国立の新制大学及び高等学校並びに官教育、雙教育の研究を行い、あわせて官立学校、ろう学校の教員養成を目的とする国立の各種学校の設置を定めるものであります。

(別表第二)

新制国立大学につきましては、旧制の大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校等二百六十七の官立学校を、一部の学校を除いて六十七の大学に編成し、これに今後一年間を限り、農林大臣の所轄に属する東京水産大学を加えて、六十八の新制国立大学を設置するものであります。これらの学校については、大学設置委員会において、本年三月の機会において昭和二十四年度から開設することを適当と認定したのであります。

新制国立大学の編成につきましては、実施上の基本方針を定め、それによつて計画に当たつたのであります。旧制学校の新制国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重して計画を定めることとした見解を尊重して、しほはそれらの関係者と協議して計画を進めたのであります。大部分の学校については協議がととのい、基本方針に沿つて、編成することができたのであります。二、三の学校については未解決のまま現在に至りましたことは、はなはだ遺憾でありまして、これらの学校はやむなく当分の間、旧制の学校として存続することをこの法律に規定したのであります。

次に国立の電波高等学校について申し上げます。無線通信士の一般教育の向上が、各方面から要望せられ、無線通信に関する専門教育のほか、普通教育にも相当重点を置いて、無線通信

士の教育に当らなければならぬことになりましたので、無線通信講習所を昭和二十三年八月通信省から文部省に移管し、全国に三箇所ありました無線通信講習所を、昭和二十四年度から国立の電波高等学校に組織を変更することとなつたのであります。

国立高等教育学校及びろう教育学校につきましては、昭和二十三年度から附、ろう学校義務制が実施せられ、これに伴つて、さらに多数の教員を必要とするようになりましたが、従来の東京盲学校及び東京聾学校教師部組織では、教員養成の制度上において、も、教育力においても、また研究施設においても、はなはだ不十分でありますので、本年度はとりあえず両校教師部を拡充し、本教育学校を設置して、この教育の研究を一層深めるとともに、亦附において優秀な教員を養成しようとするものであります。

次に本法案の内容について要点を申し上げます。

まず第一に、新制国立大学については、各大学の名称、位置及び学部について規定し、あわせてそれらの国立大学に包括される旧制の学校を掲げました。

第二に、各国立大学に附設される研究所の名称、位置及びその目的について規定いたしました。

第三に、各国立大学の学部について規定し、その名称、位置及び目的について規定いたしました。

第四に、三つの電波高等学校については、その名称、位置について規定し、国立盲教育学校及びろう教育学校については、その名称、位置及び目的について規定いたしました。

第五に、各國立學校に置かれる職員
の定員を、各學校ごとに規定したま
した。

以上本法案の提案理由及び内容の骨
子について御説明申し上げましたが、
何とぞ十分御審議の上、すみやかに可
決下さいますようお願いいたします。

○原委員長 なおこの概要につきまし
て、日高政府委員より説明を聴取いた
します。

○日高政府委員 國立學校設置法案の
概要を御説明申し上げます。

この法律は國家行政組織法に基きま
して、六十八の新制國立大學、三つの
國立の電波高等學校及び國立の各種學
校と、國立盲學校及びろう學校の設置
を定めるのでございます。國家行政
組織法第八條の第一項によりますと、
國の行政機關には、内部部局の外、法
律の定める所掌事務の範圍内、特に
必要がある場合においては、法律の定
めるところにより、審議会または協
議会及び試験所、研究所、文藝施設、医療
施設その他の機關を置くことができます
ことを規定されておるのであります。

また今回の法案と同時に提出されま
する文部省設置法の中にも、國立の學
校については國立學校設置法の定め
るところによるという規定をしてござ
います。従来官立學校の設置組織
及び定員は、特例として官制をもつて
定められておりましたのを、法律をも
つて規定することとなつたのでござ
います。

新學制は昭和二十二年年度から、小學
校及び中學校を、昭和二十三年年度から
高等學校を實施いたしました。新制
大學は昭和二十三年年度から発足いた
しまして、公私立十二大學を除いて新制

高等學校の最初の卒業業者の出る昭和二十
四年年度から實施することを方針とし
て進めて参つたのでございます。新制
大學に切りかえる旧制の大學、大學予
科、專門學校及び教員養成諸學校であ
りますが、新制國立大學に切りかえる
學校は、これらの學校のうち官立學校
を対象としたしまして、別に地元の希
望があり、かつ新制國立大學の編成上
適當と認められたものは、公立の專門學校
もその一部分として合併したのでござ
います。

新制國立大學の編成につきまして
は、十一項目にわたる基本方針を定め
まして、この基本方針に基いて昨年八
月現在で二百六十七校ございました全國
の官立の大學、大學予科、高等學校、
專門學校及び教員養成諸學校を六十九
の新制國立大學に統合する計画を立て
まして、これによつて経費の膨脹を防
ぐとともに、大學の基礎を確立するこ
とにいたしましたのでございます。

この基本方針によつて統合の計画を
立てました國立六十九大學設置の可否
につきましては、公立の學校二十四、
私立百二十三、他省所管のものとも
に昨年八月大學設置委員会に諮問した
のでございます。大學設置委員会は、
學校教育法によつて定められた文部大
臣の諮問機關でございまして、四十五
名委員をもつて組織し、大學の設置認
可に関する事項及び博士その他の学位
に関する事項を定めるについては、文
部大臣はこの委員会に諮問しなければ
ならないことになつております。大學
設置委員会は昨年八月以來、鋭意新制
學校の審査に当り、學校の実情も實地に
ついて漏れなく視察いたしまして、本
年二月と三月に總會を開き、國立大學

については六十九大學のうち、新制を
とり下げました學校だけを除外して、六
十八大學中六十七大學と、他省所管の
大學は農林省關係の東京水産大學、運
輸省關係の商船大學で、合計六十九の
大學を昭和二十四年度から大學開設を
適當と認めて答申いたしました。そ
の後商船大學につきましては實現不可
能の事情が起りまして、この法律では
合計六十八の國立大學の設置を認めて
あるわけでございます。

新制國立大學への轉換の具體的計画
については、文部省はできるだけ地方
及び學校の意見を尊重して定めること
にいたしまして、文部省はこの方針に
従つて、しばしば地元または學校当局
と協議して統合の計画を定めたのでご
ざいます。幸い大部分の學校とは協議
が整いました。秋田鐵山專門學校、
上田鐵維專門學校の二つの學校に関係
する問題が未解決のまま残つておりま
すことは、まことに残念なことと存じ
ております。この二件につきまして
は、目下文部大臣は大學設置委員会に
特に諮問中でございます。

次に、新制國立大學の学部編成等に
ついて特に考慮いたしました点は、第
一は、學芸学部及び教育学部は、教員
養成の必要から最も重点を置いて計画
したということでございます。

第二に、学部各科の編成は、現在の組
織を基礎としていたしておりますが、全國
的配置も考慮して計画いたしました。

第三に地元希望があり、國立大學
編成上適當と認められたものについては、
公立專門學校を國立大學の一部として
合併いたしました。

をできるだけ十分に考慮したというこ
とでございます。

電波高等學校は、仙台電波高等學校、
詫間電波高等學校、熊本電波高等學校
の三つでございまして、それらに旧仙
台無線電波講習所、旧大阪無線電信講
習所、旧熊本無線電信講習所が轉換す
るものであります。本科は新制中學校
卒業業者を入学資格とし、修業年限は三
年で、高等普通教育並びに無線通信に
関する専門教育を施して、二級通信士
の実力ある者を養成したいのでありま
す。本科のほか別科、専攻科をも置
いてございます。

國立の各種學校は、國立盲教育學校
を東京都に、國立のろう教育學校を千
葉縣に設置するものでありまして、前
のものとは東京盲學校が轉換し、後者は
東京聾啞學校が轉換したものでありま
す。本科は修業年限一年で、新制大學
卒業業者を入学させるのを建前としてお
りますが、当分の間師範學校本科、旧
制高等學校高等科、專門學校または大
學の卒業業者等を入学させるものであり
ます。本科のほかは理療科と音楽科を
置いてございます。

○原委員長 政府の提案理由の説明は
この程度にいたしたいと存じます。

○原委員長 次に文部省著作教科書
の出版権等に関する法律案、學校教育法
の一部を改正する法律案、右二案を一
括して議題に供し質疑に入ります。

○原委員長 質疑は通告順にこれを許します。質
疑者は委員長まであらかじめ御通告を
願いたいと思ひます。

○小林運委員 ただいま委員長から
お話がありました。國立學校設置法
の御説明もありましたし、國立學校教
育法の改正の問題と國立學校設置法等

には相當関連もあると思ひますので、
できるならたいま御説明になりました
た三つは、學校教育法と國立學校設置
法と一括してやつていただいて、著作
權の方だけお先に願つたらどうかと思
ひます。

○原委員長 ただいま小林君の動議
に御異議ありませんか。

○原委員長 それではさうとりはか
らいます。それでは文部省著作教科書
の出版権等に関する法律案を議題に供
します。質疑に入ります。

○今野委員 文部大臣にお伺いした
のであります。文部省においては、
昨年教育の民主化のために檢定教科書
を促進する御方針をとられたように、
われわれ考へておるわけでありませ
んが、この法律を見ますと何か今後文
部省の著作教科書というものがずん
ずん出るような印象を受けるのであり
ます。今後どう出るものか、あつと
するは今まで出ておるものを、ずつと
まだ続けるおつもりなのか、その点に
ついてはお伺いしたいと思います。

○高瀬國務大臣 文部省といたしま
しては、教科書は檢定主義によつて出
て行くという方針を立てております。
ですから、できるだけ文部省自身の著
作するものは、しない方針で行つてお
るわけでありませぬ。ただし、過渡
期といたしまして檢定のものが十分そ
ろわない、いろいろな準備の足らない
ところもありますので、当分の間檢定
でない文部省自身の著作のものも續
いて出る、こういう状況であります。

○今野委員 現在ある教科書または今
後つくる予定の教科書について具體的
に、もし資料がありましたら、何点く
らい、おおよそどんなものがあるかとい
うくらいでけっこうです。それから、ひとつ
御説明願ひたい。

○稲田政府委員 現在発行いたしてお

りまする教科書全体で五百五十七種でございませうが、このうち百七十四種が文部省著作の教科書でございます。ただいま大臣からお答えになりましたように、大体昨年度で文部省の新編案は終つたのでありますが、なお社会科、理科、それから歴史及び特殊教育の教科書につきまして、幾つかの單元がまだ編纂中でありまして、それを終りましたら、それらもまた発行いたしてございませう。なおまた発行いたしてございませう。なおまた発行いたしてございませう。なおまた発行いたして

○今野委員 昨年の検定の実績を見ても、文部省で國定教科書の出たおらないものについては、たとえは歴史などのようなものについては、この検定を行わないというふうなことがあつたように記憶いたします。その点について伺ひたいと思つた点は二点ありまして、第一に、さきに「國のあゆみ」という教科書が文部省として出ておつたようでありませうが、あれは現在絶版になつておるか。それからまた現在使われておらないかどうか。それからなお今言つたようなことが、たとえば歴史においてあつたことは事実であるかどうか、ちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

○稲田政府委員 御質問の「國のあゆみ」は、いわゆる新教育の教科書として発行されたものではないのでございませう。國民学校の各教科書について一應全面的に暫定本を昭和二十一年度で作成いたしましたその一種であつたのであります。従ひまして、新教育の学習指導要領等に適合しない教科書でありますので、新教育が充足いたしました昭和二十二年以後におきまして

は、教科書としては使わせないことになつたのでありますけれども、せつかく出ているものでありますので、中等学校において参考書としてこれを用いることを許して参つた性質のものでございませう。御質問にありましたように昨年検定制度を実施いたしました場合は、文部省著作のものといへども、新教育の日本歴史の教科書はなかつたのでございませう。またコース・オブ・スタデイにもなかつたのであります。そういうふうな関係から、昨年度においては日本史については検定申請を受けない取扱ひをいたしたのであります。昭和三十五年分といたしましては、中学校の日本史、それから高等学校の世界史、これは受付種目になつておりますし、現にまた出願もある次第でございませう。

○今野委員 「國のあゆみ」が教科書として使われなくなつたのは、何ゆゑでありませうか。その不適切な理由があつたかと思つておりましたが、それはたゞいまでも絶版にしておらないのでございませうか。

○稲田政府委員 たいだいま申し上げましたように「國のあゆみ」は國民学校の教科書でございます。旧学制教育内容に適合いたしました教科書でありまして、新しい社会科、理科となりまして、新しい廣範開の教科の教科書として不適当だ、そういう意味におきまして、小学校でこれを用いることをやめて、中学校の参考教材として使うことを許した、そういう趣旨でございます。

○今野委員 なおこの点については、後ほどにお伺ひする機会もあるかと存するので、後に譲りますが、先日やはりこの委員会において、現在の算数の教科書が非常に不適切である、コース

・オブ・スタデイにも合わないものを使つておる。しかもそのみでなくして、昨年一年生に教えた教科書が、ほとんどそのまま二年生の教科書になつておる、二年生の教科書が三年生の教科書になつておる等々、みんな五年生の教科書が六年生の教科書にこのままかかつておる、こういう事実があるものであります。それに対して政府委員も、それがコース・オブ・スタデイに合わないというところをお認めになり、かつ九月からでもそういう事態を取除くために何らかの処置をおとりになる考えかと申したところ、それに対して善処なさるとのお話でありませうが、この処置は非常に急を要すると考へますので、いかなる処置をその後おとりになつておるか、ちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。

○稲田政府委員 この四月から数学の学習指導要領が変更になりまして、その点昨年の五月に予見いたしましたために、五月にその内容を発表いたしました。移りかわりに遺憾のないように通牒もし、あるいは講習、研究会、ラジオ放送等で連絡をとつて参りました。先般御質問に對しましてお答え申し上げたような次第でございます。昨年新しい学習指導要領によりまして國定教科書の一部を編纂いたしました。また一般に検定教科書の出ることでも予期いたしましたのでありますけれども、何分時期が短かつたために遺憾ながら検定教科書が現われず、本学年におきましては、古い教科書を大体一年持上りの形をもつて使ひ、昨年中に教へなかつた部分を今年教へるといふような処置をとらざるを得なかつたのであります。実際の教育にあたり

ましては、昨年内たびの研究会、協議会、通牒等で趣旨が明らかになつておりますので、適切にそれを利用していただけることは存するのであります。なお今後とも各種の研究会、講習会を通じてその趣旨の普及徹底に努めて参りたいと思つております。ただいまの御質問は、新しい合格した検定教科書を今年から使うことはできないかという御質問のやうであります。この点の前の御質問のやうであります。この点の前の御質問のやうに、現在審査中の検定教科書が検定確定いたしました。種々の手続を経て発行供給に至りますのは、どういたしまして。明年の新学期にぎりぐりに間に合ふというやうな時期に相なりますので、その方法はまあ不可能だろふと思ひます。私が先般この点につきまして、数学教育に關しまして遺憾のないような措置を今後とも考へると申しました一つの例といたしましては、また本年度におきましてもこうした研究会、協議会等を、予算もございませうし、種々企画して参りたいと思つておる点をもつてお答えをいたしたいと思つておる。

○今野委員 先日善処されるということでは承しておいたわけでありませうが、ただいまのお答えによれば、これは講習会等によるということですか。従つて、確かに今政府委員がおつしやつたように、講習会その他通牒、ラジオ放送などもつていろいろとなされたやうであります。現に今日まで趣旨が徹底せず、しかも生徒が学習意欲を失つておるといふやうな事実が現われ、それが兒童の作文などに現われておるやうな状態でありまして、こういう状態を放置することは、教育上ゆ

ゆかしいことだと思つておる。願わくはそういうやうな問題に對して、現在までいろいろ新しい方針に従つて研究努力して参つた成果があららからにあり、また検定が通つたものもあるはずですから、そういうものを何らかの方法によつて急速にとのえるといふやうな処置がとれないものかどうか、この点重大な問題ですから、重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○稲田政府委員 現在検定審査中のものが、大体結果がわかりませうのは、どういたしまして。七月ごろであらうと思ひます。それから各学校の注文をとりまとめ、あるいはそのほかの発行準備の手続をいたしまして、発行に着手いたします。そののが、どうしても十一月ぐらいになる、すなわち本年度の時期にはこれは間に合ひかねる状態だと思つておる。従ひまして、御不満でもあらうかと存じますけれども、教科書を新しく本年度中に発行するといふ以外の方法ももちまして、努力いたすほかないと考へておる。

○今野委員 今度は文部大臣にお伺ひいたしたいと存じます。現在問題になつておる件は、ただ單なる一学科の教科書のように見えますけれども、しかしながら現に文部省のみならず、また学習指導要領というものがございまして、それに対してまつたく合わないところの、しかも学習意欲を低下させるやうな、そして学校教育を混乱させるやうな、そういう教科書が現に出ておる、文部省の現在までの努力にもかかわらず、各所にそういう事実が現われておるといふことに対して、文部大臣といひましてどういふふうにお考えになりましたらうか、この点お伺ひいたした

た。教科書として使わせないことになつたのでありますけれども、せつかく出ているものでありますので、中等学校において参考書としてこれを用いることを許して参つた性質のものでございませう。御質問にありましたように昨年検定制度を実施いたしました場合は、文部省著作のものといへども、新教育の日本歴史の教科書はなかつたのでございませう。またコース・オブ・スタデイにもなかつたのであります。そういうふうな関係から、昨年度においては日本史については検定申請を受けない取扱ひをいたしたのであります。昭和三十五年分といたしましては、中学校の日本史、それから高等学校の世界史、これは受付種目になつておりますし、現にまた出願もある次第でございませう。

いと存じます。

○高瀬國務大臣 ただいまのお話にありましたような点で、いろ／＼と教育上思わしくない影響があるということ、私は、私も認めておるわけでありませう。しかしそれもたゞいま局長から申し上げたような事情でもつて、これをすぐさま根本的に取除いてしまふということも事実上非常にむずかしい問題であります。ですからできるだけの手を盡しまして、そういうことを排除して行く方法を、文部省としては極力努力して参るといふよりほかにないかと思つております。今度のような問題も、やはり新しい制度がつくられて、教科書につきましても新しい方針で計画されますような場合には、どうしても起りがちなものでありまして、初めの上で考えましたことも、なか／＼実際やつてみるとその通りには行かぬような点もあつて、そういう結果にもなつたかと思ひますから、そういう点は実際に即してできるだけ早くこれを改善して、いいものにするということに全力を盡して行く、こういう方針であります。

○今野委員 先日私地方に参りまして視察いたしましたところが、中学校の生徒が現在使つておる教科書が、依然として古いコース・オブ・スタディによるものが使われており、しかもそれがそのままに使われておるというような事実が、実際に見られるわけでございます。たとへば、こまかいことではあります。数学からは力学的な問題を除くという趣旨が徹底しないで、やはりそのままに使われておるということ、現実を目で見て参つたわけでありませう。そういうような事実がある。し

かも文部省でもいろいろのことに対して十分な手を打たれていない。そのために今度は、参考書あるいは教科書類の、粗悪な出版物の中にはまじつておりますが、中には良質なものもある。そういう参考書類というものが、非常にあふれておるようによい見受けられます。それで私はもしもかりにそういう参考書類の中で、比較的良質なものを幾つか指定して、そういうものでも使つておるようなことになれば、かなり救済するのではあるまいかというふうな気もするのですが、事実は教育に熱心な学校では、そういうものをかなり使つておる。もしもそれほどでなくして使わないところがあればそれでもよろしいと思ひます。強制する必要は毛頭ありませんが、しかしそういうものを若干認めないと、粗悪なものも横行するといふような状態になつておるようによい見受けられますが、この点について實際的な問題として、何らかの御処置は願ひませぬものでしょうか、その点お伺ひしたいと存じます。

○稲田政府委員 御承知のごとく学校教育法の規定によりますれば、教育上有益な参考書は使用できることに相なつておりますので、各学校とも相当各教科にわたつて参考書を使用しておる状態だと思つております。その中からいいものを選び出し、悪いものを排除する、こういうような点につきましては、文部省の立場におきまして、一つのオーソリティーをもつてそれを行つておる問題だと思つておるわけでありませう。私どももいたしましては、従来新教育が實際教育家の間において研究が旺盛になり、参考書の取捨選択等につ

きましても、相当進んで参るようによい援助を申し上げ、御相談にもあずかつておるような次第でございます。今日以後におきましても各教科については、各地にそれ／＼教員の間あるいは専門家をまじえての研究會が起つて参つておりますので、そうした方面の活躍において今お話のような理想が遂げられるのではないかと考えます。

○今野委員 次に用紙の問題についてちよつとお伺ひしたいと存じます。本年は教科書が去年と同じものが使われておるために、たいへん用紙や何かが余つておるようになつておるわけでありませうが、そういうものはどういふふうに出置なされておるのでございませうか。

○稲田政府委員 お言葉ではございませうが、決して今日用紙が余つておるような楽な状況ではないのであります。ただ二十二年、二十三年と比較いたしますれば、いささかなりとも用紙の状況は改善されて参りましたが、大体教科書といたしましては六千万ポンドほど私どもとしては必要だと考えておりますが、二十四年度分としては四千八百万ポンド程度しか得られないわけでありませう。ただお話のように再版発行等によつて多少浮くと勘定される面もございませうけれども、これはまた一面において学習指導要領の種類もふえ、そのほか教師指導用等についてもいろいろの企画もございませうので、そういう方面の需要によつてやうやく間に合うか間に合わないかというやうな状況でございませう。

○今野委員 たいへん長くなつて申訳ございませぬが、もう一点お聞きしたい。ただいま用紙の点をお伺ひした理

由は、算数の教科書は今度はあまりお刷りにならなかつたのじやないかとも考えられるのであります。もしそういうやうなものに優良な参考書などにまわすならば、かなり教員もまた生徒も便宜が得られるのではあるまいか、もしそれがおつしやるやうなまじめな各地の教員の研究会などにおいて、そういうものが利用できたならば、非常に先生も生徒も助かるのではないかと、こういうやうなことから考えた次第なんでありませうが、そういうやうなものを特に用紙の面において助成するといふやうなお考えはございませぬですか。

○稲田政府委員 本年の四月から使います教科書用紙は、およそ昨年度の第一、四半期の用紙と本年度の第一、四半期の用紙をもつて充當いたしました。本年度の第二、四半期以降は、そのした順で明年度の教科書に充てておりますので、今日その計画の途中におきまして、他に振り向けるというやうな余裕は発見しにくい状態でございます。

○今野委員 ほかの点についてちよつとお伺ひしたいと存じます。この附則によりまして、現在すでに出版を行つておる者の出版に関する権利は、この法律の規定によつて設定された出版権とみなすこととありますから、考えよ

うによつて、大体のものはあらためて印刷をするまでもないといふことになつておるやうに考えられますが、新しく入札が行われる対象というものは、大体どのくらいあるものでございませうか。

○稲田政府委員 ただいまの御質問でございませぬが、つまり検定教科書が何種類出て、それがどのくらい地方で採択されるかという数が確定いたしました

らんと、残りの文部省著作のものごどのくらいの分量になり、どういふ種類があるかということが予見できないのでございませぬ。ただ今日まで検定の出願の絶対ない科目があります。これはおそろくもうこれからは間に合わないと思ひますので、そうした種類の科目につきましては、これは文部省著作一本で参ります。ただその分量は今のところまだ未確定でございませぬ。

○今野委員 それをもう少し具体的に説明願ひませぬでしょうか。くだいよらうでありますけれども、現在出版しておるものは、これで見ると、いいということになるわけですね。ですから新しくやる分が、今おつしやつたやうな理由のも含めて一体どのくらいあります

か。

○稲田政府委員 今日まで文部省と七つほどの会社と契約いたして文部省著作の教科書を発行いたして参ります。その契約は昭和二十四年度分で切れるわけでありませう。すなわち二十五年度分につきましては、まつたく無契約になります。ここにあげております二十五年度三月三十一日までの間に、出版に関する権利がすべての教科書について消滅してしまふわけでございます。そのうち國定一本で参ります分につきましては、検定の合否が決定いたしますれば、採択という時期に至らないでも数量がわかれますから、その分は早くこの入札の方法で実行し得ると思ひます。おそろくその時期は七月か八月ごろだと思つておられます。ただ、ある教科書が検定もあり國定もあり、

というものにつきましては、實際見本展示会を経て地方の採択の数がまづつて参りませぬと、どのくらい國定教

科書を刷るかという事はわかりませ
ん。この分につきましては、そのわか
つた時期に入札したのではあるは
間に合わないかもしれない。その分
については従前の発行会社にもう
一年やらせて、来年になつて、見本展
示会がもう少し早くなつたら全
面的に競争入札にし得る段階に
なるというふうな考えられます。

○今野委員 そうすると、文部省
の見込みとしては、この法律を
実際に施行するのは五分年度分
についても、見本展示が遅れる
といふ間に合はないといふこと
になるのではないかと考えられ
ますが、そうならばこれが
実際に施行されるのはいつごろ
ありますか。

○稲田政府委員 ただいまのお
答えにありましたように、検定の
結果がわかりますと、國定一本
のものが残るので、七月か八月
ぐらゐには幾つかの種類の教科
書の本年度の入札が行得ると考
えております。それからさらに
十月の末か、十一月ぐらゐには
残りの國定教科書について考
えられるとは思いますが、これ
はその時期によつて間に合
わないことが考えられますれば
隨意契約にいたします。

○今野委員 これは文部省設置
法のこまかいところにも関係
するので、お伺いしたいのであ
りますけれども、その検定がな
く、そうして今後ずっと文部
省でおやりになるらしいとい
うことを、さつきお話しした
のでありますけれども、それは
一体どんなものでございまし
ょうか、具体的にお話願
います。

○稲田政府委員 あらゆる教科書は、

御承知のごとくに教科書発行に
関する臨時措置法によりまして、
教科書目録に載せまして、その
中からその学校で選択してら
れます。従いまして、國定の
教科書は採択せられる方がず
つと継続した上でございま
すけれども、文部省設置法の
附則にありまして、一、万部
を下つた場合には発行を停止
するといふ規定があります。

○今野委員 私の質問の仕方が
悪いのかもしれぬけれども、要
点をはずしてお答えになるよう
でよくわからないので、さつき
お話しした、今までの検定が
出ていないので、従つて今後
とも永久に出ないものと考え
られる。そういうものは一体ど
れとどれと、そういうものを一
体とれとれとてお聞きして
おるのであります。

○稲田政府委員 全科目につ
いて、本年度はもう検定を開始
しております。申請が具体的に
ない科目もあるかもしれませ
んけれども、申請を拒否する
ような科目はもうない状態に
ございまして、

○今野委員 そういふことを聞
いては、先ほど申しました
のですが、この法案について
十分お聞きしたいというは、
実はこれは文部省としてどの
程度までこの國定教科書とい
うものをとお続けになる考
えか、これをさつき知りたく
いふのであります。出願がな
いものがあるとお話だつた
ので、それは一体何であるか
といふこと、その事実をお聞
きしておるのであります。開
きしておるわけではないのであ
ります。

す。それをお答え願いたいと思
います。

○稲田政府委員 全然出願の
ない科目は、たとへば特殊教育
に關します教科書、これは
ございませぬ。それから
は、先ほど私が幾つかあり
そうだが、今はつきりして
おるのは学習指導要領式の
のいわゆる教科書に準ずる
もの、これはございませぬ。
それ以外はお出願して
も落ちる見込みのもの、
これはおおよそ二十種目ば
かりあるかと記憶いたして
おります。

○今野委員 なおこの法律に
よりますと、出版料という
ものが前もつて納められ
なければならぬことになつ
ております。これは相當大
きな経済的負担なのであ
りますが、結局文部省とし
ては、こういうことによつ
て今までの七社以外に出る
ことができるか、あるいは
それ以上の程度に拡大さ
れるお見込みでございま
しょうか。

○稲田政府委員 各教科書種
目ごとに入札を行います
けれども、もちろん一社
でもつて幾つかの種類を引
受けるものがあります。こ
れはやつてみないと、た
だいまの御質問に對する
確な答えはできぬと思
います。

○今野委員 この法律では、
たとへば十三條によります
と、何か印税に相當する
ようなお金が一百分の二
から百分の十六・六まで
の範囲内であるといふよ
うなことになるのであ
りますが、これは何によつ
てか、ちよつとお伺い
したいと思つております。

○稲田政府委員 これは現在
文部省著作教科書につ
いて印税をとつてお
りまして、その標準を、こ
こに掲げておるわけであ
りますが、文部省と物價

廳、それから關係方面と協
議いたしました結果、ス
ライド制によりまして、
各部数に應じて納めま
す率をきまつておるわけ
でありまして、その最高
と最低をここに書いた
わけでありまして、

○渡部委員 文部省の答
えの中で、文部省の教科
書をできるだけ少くして
一般に原稿を求めて検
定による教科書をつ
くると言われました。こ
れは非常にけつこうな
ことではあります。が、
検定は今までもどうい
う方法で行われて來た
のか。たとへば検定委
員会の構成がどうい
うふうになつておる
か、また検定の標準は
だれがきめたのかとい
うような点をまずお尋
ねいたします。

○稲田政府委員 検定委員
会は、十六名の検定調査
員と、その検定調査員
が各科目について選
びましたおおよそ五百
名ばかりの調査員と、
それから事務的にこれ
を助けます幹事と、こ
の三者の構成になつ
ております。大体原稿
が出て参りますれば、
その原稿を名前を隠
して番号順に検定調査
員に、これも番号順に
なつておりますが、機
械的に四人の方に見
ていただく、検定基
準によつて採点して
いただく、その採点
したものの合計を幹
事が集計いたしまして、
關係方面の檢關にま
わす。

○渡部委員 昨年
の検定問題が起きた
当時、その検定委員
会の中に、民主主義
科学者協会及び産別
、総同盟、こ

いうふうな民主的な
團體が参加して
おつたのです。ところが
途中にしてこの三つの
團體が除外されてしま
つたといふ事件が起
きた。この問題は当時
御存じのように非常
に大きな問題となつ
て、文部省にしばしば
諸團體から抗議があ
つたはずだと思つて
おります。文部省は
なぜ検定委員会の中
からここの三つの
團體を除外された
のか。特に民主主義
科学者協会と申
しますと、これは大
学、高等専門学校の
進歩的な教師が
中心に、ほとんど
大部分の廣汎な
學者が参加して
おる團體である
のに、ここの
点をお聞きいた
します。

○稲田政府委員 検定委員
としてきまつた
方々の中から、お
話のような方々
を除いたといふ
ような事実は
ありません。昨
年初めて検定
委員会を構成
いたしました
場合に、協会の
圖書委員会の
推薦によつて、
その考へに従
つて各方面の
團體なり、あ
るいはまた教
育界その他各
界から代表の
方々にお集
まりをいただき
て、その方々
をもつて準備
会的の相談
会を開いた
わけであり
ます。教科用
圖書委員会
としては、お
話のような
諸團體を含
めて相当多数
の團體を推
薦して來られ
たわけであ
ります。その
後種々研究
の結果、最も
直接学校教育
及び教科書
といふような
面に関係する
方々に限局
いたしまして、
今申し上げ
た相談会を
開いた次第
でございま
す。

○渡部委員 今御答
弁になつた趣旨は
どうも徹底し
ませんが、民
主主義科学者
協会といふよ
うな、すでに
國際的にも
認められて
おる、また
學術會議に
おいては専
門家の學術
團體として
明確に選挙
母体となさ
なつておる
ような團體

を除外された理由が、少しもはつきりしていないわけでは、そういう理由がはつきりしていませんと、今後検定によつて教科書を決定される場合に、非常に関係が大きいので、その点をもつと明確にお答え願いたいと思ひます。

○**稲田政府委員** 最初考えました各界、各団体の数が非常に各方面にわたつておつたわけでありました。ただその中から教育界から何人、学界から何人、あるいはその他の審議会から何人とだん／＼少くして参りまして、それでおちつたところを実際に実施したわけでありまして、それだけの意味であります。

○**渡部委員** その点私非常に不満であります。それは一應別として、当時歴史学研究会、民主主義科学者協会の歴史部会、この二つの団体が共同研究をしまして、共同の歴史教科書の編纂委員会をもちまして、ここで科学的な歴史教科書を検定に出したわけでありました。その場合に文部省の方から、まだ歴史教科書ができていないために検定を中止するといふようなことが、そのとつさのときに至つて起きたわけですが、なぜその場合に、このように最も有力な、えり抜きの学者たちによつてつくられた原稿がすでにできているのに、これが検定の対象にならなかつたか、その点をお聞きしたい。

○**稲田政府委員** 昨年受けました検定の種目は、二月に官報公示をいたしておりました。決してとつさに変更いたしませんでした。とつさにきめたわけではないのであります。昨年は関係方面から歴史については検定出願を許されなかつたといふような状況で、最初に

公示いたしました種目のうちに歴史の科目はなかつたのであります。

○**渡部委員** 関係方面から歴史に関する検定の指示がなかつたという理由はお答え願えますか。

○**稲田政府委員** 当時におきましては日本史のコース・オプ・スタディもできておりませんし、また新コースによります日本歴史教科書もまだオーケーになつていなかった、そういうふうな事情であつたのであります。

○**渡部委員** それで先ほどの問題に入るわけですが、そのために二十二年度用は、これは教科書ではないが、「く」のあゆみ」を一般に参考書として使用せしめていこうということでありましたが、この「く」のあゆみ」なるものがどのようなものであるかということについては、これは歴史の学問に少しも身をゆだねていない人ならば、すぐはつきりするようには、非常に非科学的なものであつて、教科書としては将来の日本の國民の歴史教育の上から絶対に許さるべきでないといふことにつきまして、これを絶版にするか、教科書として完全に廃止すべきであるといふことを歴史学研究会及び民主主義科学者協会の歴史部会において決議として、文部省の方に出されてはいると思ふ。ところが、文部省として許して、これを依然として参考書として許している。このような非科学的な、日本の歴史を誤らせるような、あるいは歴史についての兒童の考え方を科学的なものではないようにするようものを参考書として許されているとするならば、今後各学校におきまして教師がかつてに自分自身の意思によつてどのような教科書を参考書として指導のため

に用いても、文部省としてはこれに干渉せず、あるいは黙認するという態度をとるわけですか。

○**稲田政府委員** 「く」のあゆみ」は、先ほど今野委員にもお答え申し上げましたように、國民学校時代に編纂いたしました暫定教科書でありまして、新教育になりましてからは増刷り再版はいたさなかつたのであります。ただその参考書として使用することを禁止あるいは拒否はしなかつたという程度の扱ひをいたしたわけでありまして、一般に参考書であります。学校教育法の指示によりまして、参考書は自由に学校職員の見解によつて使用し得る状態でありました。

○**渡部委員** それでは文部省は「く」のあゆみ」といふかつての教科書、これが科学的なものであり、教科書として妥当なものであるかということも現在も認めておられますか。

○**稲田政府委員** 現在教科書として妥当なものとは考へてないのであります。新教育におきましては、小学校の社会科におきましては、ああいう教科書は使ひにくい、使ひ得ない状態であります。文部省におきましては、先般新しく日本史の教科書の編纂に従事いたしました。

○**渡部委員** 科学的であるかどうかといふことをお尋ねしたわけでありまして、

○**稲田政府委員** 科学的といふ点になりまして、いろいろ見解があつておられると思ひますけれども、私どもは決して非科学的とも考へておりません。

○**原委員** 渡部君、共産党の方のお二人の発言で大分時間を独占されるような形にありますが、簡潔に願います。

○**渡部委員** そこで、「民主主義」といふ教科書ですが、この問題はしばしば問題になつていられるわけですが、たとえばフランス革命の歴史的な諸問題につきましても、これは非常に非歴史的なものであり、非科学的なものであることは、学者はみな認めているのであります。それから、最後の、共産党に対する解釈の仕方でも事実を反しているといふこと、何よりもまず事実こそが眞理なのであつて、こゝろの眞理にも反している。従つて、理解的にはずさんきわまるものであり、單にずさんきわまるのみでなくて、デマゴグとなつていふ。かようなものを文部省は教科書として用いることを妥當なりと考へていられるかどうか。

○**稲田政府委員** 「民主主義」につきましては、先般今野委員にもお答え申し上げたのであります。民主主義といふものについてわが國憲法の立場に立つて編纂いたしました書物でありまして、文部省の教科書として押しつけるというふうなお話でございますけれども、これは新教育に関する教科書一般の性質から見ても、教科書として、あるいは文部省著作としたからといつて、決してその内容を学生生徒に押しつける性質のものにはならぬと考へております。

○**渡部委員** 非常に私たちは文部省の答弁が不確かであり、十分納得できない点があるわけですが、これは今後の教育の上に非常に重大な問題でありますので、さらに機会があれば御質問をすることにしまして、これで私の質問を打ち切ります。

○**庄司委員** それではごく簡単にお伺

いしたい。入札の方法について、一部当りの、より低廉なるものに落札するといふような意味のことがございまして、一部当りの評価は、むしろ出版業者、印刷業者を益ますけれども、全体で十萬部印刷する、あるいは百萬部であるといふことも同時に明示になりませんと、一部の単價が出て来ないことは御承知の通りであります。そういう場合の入札の方法、また落札を決定する場合の運営方法、これらをお伺い申し上げます。

第二点は、文部大臣が最低の予定價格をきめるといふことが今の御説明のようでありました。文部省の中に、そういう予定價格を決定する、そういう見識のある、あるいは休職のある、お偉い方がいらつしやるかもしれないけれども、それは紙の原價において、あるいはインクにおいて、活字において、あるいは製本において、あるいは日本國內の暖かい南國と保温を必要とする東北・北海道において、印刷工場における一冊当りの單價の計算が違つて参ります。そんな場合において、より低廉なる一冊を單位とせる落札予定價格の決定といふことを、どんなふうになされる御方針であるか、具体的に伺ひたい。

○**稲田政府委員** 御質問の第一点であります。総部数はもとより告示にはつきりいたしません。最初に、刷る部数が何萬部であるか、その本が何ページであり、紙質がどうで、絵がどうだといふようなことを詳細に告示いたしまして、入札を勧告するといふことになつたと思つております。なお、製造原價の予定を立てる点につきましては、現在文部省におきま

ても、こういう関係の専門家が參與してありまして、始終実際の状況について研究はいたしておりますが、用紙につきましてもマル公明定の價格にいたします。そのほか、製版費印刷料、運搬料、というようなものにつきましても、全国各地の實際状況を十分調査して、それに基づいた資料によりまして製造原價の算定をいたすことになつております。

○稲葉委員 第二條、第三條、第四條につきましても、ちよつと御質問いたしたい。

第二條の、出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならない。従つて、文部大臣の審査権は非常に重要なものであらうと思ひます。その審査をなすにあつては、教科書出版資格審査会の諮問を経て行かうことになつておりますが、諮問機関であるという点に議決機能的な権限をお與へになる御意思があるかどうか。

それから審査会の審査員を二十人といたしまして「学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。」という規定がございますが、その学識経験者とそれから関係各省各廳の職員のうちから選ばれる審査員との比率は、一体どの程度にお考えになつてゐるのか、お尋ねしたいのであります。

それから第四條の但書「但し、競争に付するいとまがないときは、第二條の審査に合格した者との随意契約によることができる。」ということになりますと、第六條等の規定から考えましても、常に競争に付するいとまがないものとして、この第四條但書があるいは

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日発行

審査権限の濫用になるおそれがないであらうか。従ひまして但書を削除する御意思はございせんかどうですか。あるいはまた少くともそういう急を要する場合には、ある程度審査会の関與を必要とするというふうなことにいたされる御意思がありますかどうか。それらの点を一括してお答え願ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 第一の点であります。もとよりこうした法律において設けられる審査会でありますので、諮問機関ではありますけれども、十分その御決定を尊重することは当然であります。

それから審査会の構成であります。一應ただいまのところ考へておりますのは、関係各省各廳の官吏六名、それから紙の關係、出版の關係、印刷の關係その他の業界から七名、それから教科書の発行供給の實際の事業者四名、それ以外に学識経験者として三名以内、これは教育界とかあるいは教科書委員会というふうな面から參與されるのだらうと思ひますが、それで大体二十名の割合を一應ただいまのところは考へております。

それからなお「いとまがないとき」と申しますのは、御承知のごとく教科書は非常に大部数でございます。製造いたしましたからこれを學校に間違ひなく届けます場合に相当な日数がかかります。しかして学年の点から逆算いたしました、それだけの日数がどうしてもこうした競争入札をやるいとまがないと考へられます場合に限つて随意契約をいたすわけでございまして、要するにほかの出版物と違つて、できて賣ればよいというわけではあり

ませんで、一定の時間間違ひなく學校に届くという点が非常に重要な問題でありますので、こうした條項を設けることは必要だと考へております。

○稲葉委員 そうなりますと、第六條以下のこういう低廉な業者に出版権を與えるという趣旨の規定が、あるいは多くの場合に有名無実になるおそれがあるように思ひます。それならば、少くとも審査権限の濫用にならないように、審査会のある程度の関與、つまり議決を経るとか、あるいは諮問を経るとか、そういう意味の関與を必要とするように思ひますけれども、その点はお答えがなかつたやうでありますから、あらためて伺ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 言葉が足りませんが、こうした場合は、おそらく非常にまれな場合だらうと思ひます。普通の場合は、こうした趣旨の法律をつくるのでありますから、自由競争という道に持つて参り、非常に例外のような場合に今申したようなことはいたすのであります。もとよりわれ／＼といたしましては、その前に審査会を開くのでありますから、十分審査会の了解を得て、審査会においてもさうしたことがやむを得ないのだというお考えがある場合に限つて、これを實施したいと考へております。

○稲葉委員 終りました。

○原委員 ほかにも御質疑はございせんか。

○圓谷委員 この法案についての質問を打切つて討論に入ることを動議として提出いたします。お諮り願ひます。

○原委員 御異議なしと認めます。

○水谷(昇)委員 この際討論を省略して採決に入りたいと思ひます。この動議を提出いたします。

○原委員 水谷君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 御異議なしと認めます。それでは文部省著作教科書の出版権等に関する法律案の採決をいたします。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○原委員 起立全員。よつて本案は満場一致をもつて可決と相なりました。(拍手)

本法案について本會議に報告する報告文の内容につきましては、委員長に御一任願ひましようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 それではさようとりはかいらいます。

本日はこの程度で散會いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原委員 それでは本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十分散會

〔参照〕

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院事務局 印刷者 印刷局